

令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における空き家の解消を促進するとともに、地域コミュニティの維持・再生を図り、及びゼロカーボンシティの実現に寄与するため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物（附属する門及び塀を除く。）で、概ね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。
- (2) 省エネ化 次のいずれか2つ以上の措置がとられていることをいう。
 - ア 開口部の断熱改修（別表第1の基準値を満たすものに限る。）
 - イ 躯体の断熱改修（別表第2の基準値を満たすものに限る。）
 - ウ エコ住宅設備の設置（次のいずれかを設置するものに限る。）
 - (ア) 太陽熱利用システム
 - (イ) 節水型トイレ
 - (ウ) 高断熱浴槽
 - (エ) 高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）又は電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）のいずれかとする。）
 - (オ) 節湯水栓
 - (カ) 蓄電池
- (3) リフォーム 地域コミュニティの維持・再生の用途に活用するために行う空き家の改修工事（移転、増築、改築等を含む。）であって、改修後の空き家が省エネ化されている状態であるものをいう。
- (4) 地域コミュニティの維持・再生の用途 宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、移住のための住宅としての利用その他市長が認める用途をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、リフォームを行う事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 補助事業の完了予定が、令和8年1月31日以後のもの
- (3) その他補助事業として適当でないと市長が認めるもの
(補助対象物件)

第4条 補助事業の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 過去に補助金を活用してリフォームを行っていないもの
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項に規定する措置の命令を受けていないもの
(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人若しくは法人又は団体とする。

- (1) 補助対象物件の所有者（相続人及び売買契約の成立により補助対象物件を所有する予定となった者を含む。以下同じ。）
- (2) 補助対象物件の所有者その他の全ての権利者から補助事業を実施することについての同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者となることができない。

- (1) 個人にあつては、令和6年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納している場合
- (2) 法人にあつては、令和6年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）について滞納している場合
- (3) 当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者、当該法人又は当該団体が、過去に補助金の交付の決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく補助事業を完遂しなかった場合
- (4) 当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者、当該法人又は当該団体が、過去に補助金の交付を受けた実績を有する場合
- (5) 当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者、当該法人又は当該団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) 補助事業の実施により、市内に新たな空き家が生じることになる場合
(補助事業に係る工事施工業者)

第6条 補助事業に係る工事は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。）により施

工されるものでなければならない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件のリフォームに要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

(交付申請)

第9条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象物件の所有者であることがわかる書類（所有者が申請する場合に限る。）
- (5) 工事見積書の写し（補助対象経費の内訳及び省エネ化の内容が明確にわかるもの）
- (6) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの）（個人が申請する場合に限る。）
- (7) 所在地、名称、代表者名等法人又は団体の概要がわかるもの（法人又は団体が申請する場合に限る。）
- (8) 補助対象物件の位置図及び平面図
- (9) 施工前写真（外観、立地状況及び工事箇所がわかるもの）
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期間は、令和7年5月7日から令和7年12月26日までとする。

4 交付申請は、令和7年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市空き家活用

リフォーム事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。
- (5) 補助事業に係る工事は、第6条に規定する者に発注すること。この場合において、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせないこと。
- (6) 補助金の交付を受けてリフォームを行った空き家を、遅くとも令和8年3月31日から、地域コミュニティの維持・再生の用途に活用すること。
- (7) 補助金の交付を受けてリフォームを行った空き家を10年以上地域コミュニティの維持・再生の用途に活用すること。
- (8) 補助金の交付を受けてリフォームを行った空き家を移住のための住宅として利用する場合において、当該空き家に居住する者は、補助事業完了後に弘前市以外の市区町村から補助対象物件の所在地に住所を異動させた者であること。

（交付決定）

第11条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの間、補助対象物件が地域コミュニティの維持・再生の用途に活用されていることがわかる書類を1年度につき1回以上、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し

(3) 工事状況写真（施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

(4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士による省エネ化を証明する書類

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、令和8年1月30日とする。

5 市長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、補助事業に係る工事を施工した業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

（補助金の額の確定通知）

第15条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）とする。

（補助金の請求等）

第16条 補助金の請求は、令和7年度弘前市空き家活用リフォーム事業費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 2 号ア関係）

建て方	開口部の熱貫流率の基準値（ $U \leq$ ）
戸 建	1. 9
戸建以外	2. 3

別表第 2（第 2 条第 2 号イ関係）

部 位	断熱工法の基準値（ $R \geq$ ）		
	軸組充填	枠組充填	外 張
屋 根	5. 7	5. 7	4. 8
天 井	4. 4	4. 4	4. 8
壁	2. 7	2. 7	2. 3
床 （外気に接する部分）	5. 0	5. 0	4. 5
床 （その他の部分）	3. 3	3. 3	—
土間床等の外周部分の基礎壁 （外気に接する部分）	3. 5	3. 5	3. 5
土間床等の外周部分の基礎壁 （その他の部分）	1. 2	1. 2	—